

平成 21 年度

越前市当初予算編成方針

企画部 財務課・政策推進課

平成 21 年度 越前市当初予算編成方針

1 経済の動向と国家財政

日本経済は、過去 10 年来伸び悩みが続き、少子高齢化と人口減少の同時進行、経済と環境の両立などの課題に直面している。また都市と地方の格差拡大や非正規雇用の増大などの問題も生じ、原油・原材料、食料価格等の高騰により国民の生活不安、将来不安が高まっている。さらに本年度に入り、米国経済の失速が世界各国に波及し、日本経済にも大きな影響を与えている。

国においては、歳出・歳入一体改革の徹底や新たな地方分権制度改革への取組み、税源配分の見直し、地方交付税改革、公会計改革、財政健全化法の整備など様々な改革を進めている。

国の財政は、恒常的な財源不足が続く中、平成 21 年度予算編成の概算要求基準で、公共事業関係費や、義務的経費を除いたその他経費について前年度比 3% 減としたうえで、さらに政策の棚卸し等による削減・合理化により 2% を控除して、「経済財政改革の基本方針 2008」に示した重要課題実現のための財源を捻出することとしている。そのような中、総務省の概算要求では、交付税特別会計で平成 21 年度に国から地方へ交付される地方交付税が 6,014 億円(3.9%) の減額とされており、今後、地方にとってさらに厳しい状況が続くことが見込まれている。

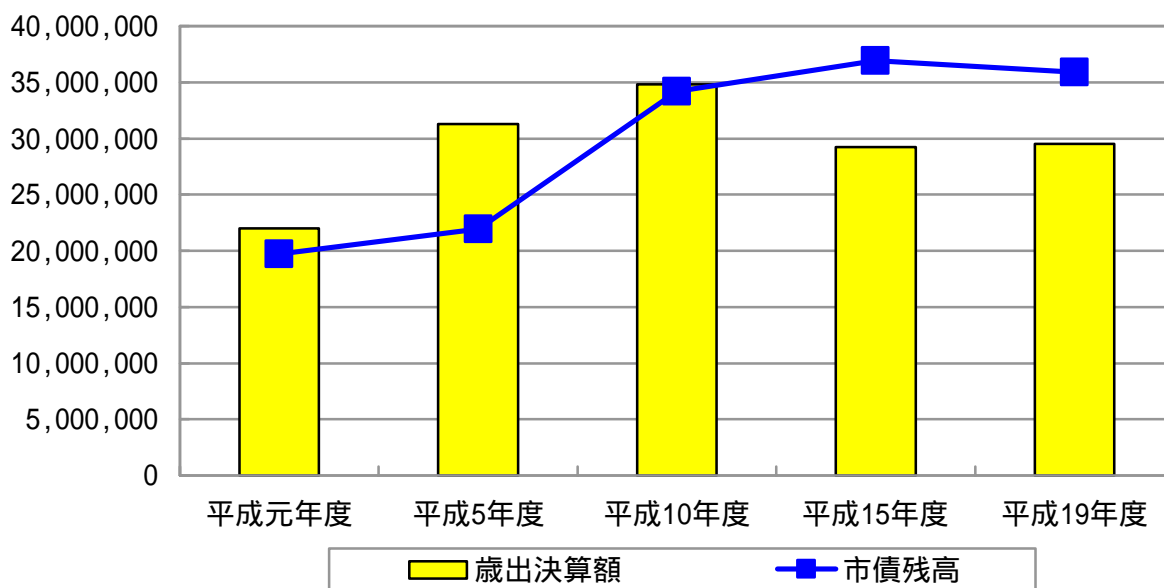
2 本市の財政見通し

地方財政は、地方税収が鈍化するとともに地方交付税が削減される中、社会保障関係経費の増大や公債費の高い水準での推移などにより、大幅な財源不足が生じ、また、依然として地方債への依存度も高く、構造的に極めて厳しい状況にある。さらに財政構造の弾力性を判断する各指数(経常収支比率、公債費負担比率、起債制限比率)がいずれも悪化傾向にあり、硬直化が懸念されることから、財政健全化に向けた歳入歳出一体改革への取組が求められている。

本市の市債残高は、増加傾向にあったが、平成 19 年度の新規市債発行の抑制、政府資金等高金利債の繰上償還が功を奏し、ようやく減少に転じたものの、歳出決算額に占める義務的経費の割合は依然として高く、財政の硬直化を避けるため、さらなる新規発行の抑制が求められている。

地方債残高、歳出決算額の推移 [普通会計ベース] (単位：千円)					
	平成元年度	平成5年度	平成10年度	平成15年度	平成19年度
歳出決算額	22,009,174	31,277,641	34,796,135	29,207,088	29,505,508
うち義務的経費	9,125,375	10,351,904	13,172,587	13,222,316	13,666,715
義務的経費割合	41.46%	33.10%	37.86%	45.27%	46.32%
市債残高	19,702,706	21,930,435	34,169,996	36,911,933	35,889,126

平成元年度～平成15年度は、旧武生市と旧今立町の合計額



一方、本市の財政見通しは、平成20年度当初の財政計画で平成23年度には財政調整基金、減債基金を全額取り崩しても、6億8,300万円の財源不足が生じる見通しとなった。そこで、今年4月に市行財政構造改革プログラムを2次改定し、自立した財政を維持するための目標を定め、今後、さらなる事務事業の見直し、補助金の合理化、公共工事の合理化、人件費の削減による歳出削減に努めることとしたところである。

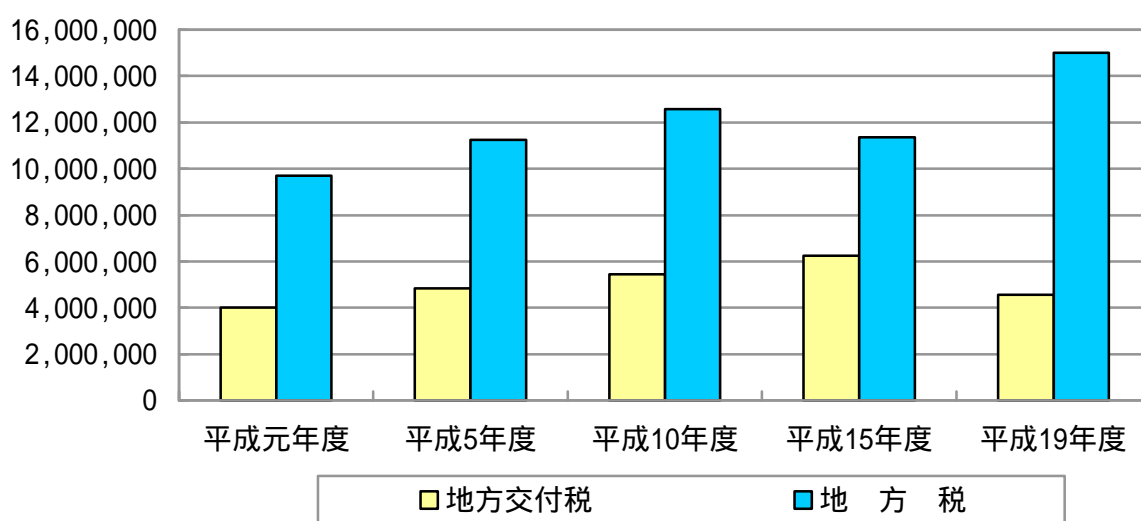
自主財源の柱である市税収入のうち法人市民税は、市の産業振興施策と相まって、市内大手企業の業績好調により、これまで堅調な伸びを示してきた。特に、平成19年度は、かつてない大きな伸びとなり、学校施設の耐震化推進基金の創設、庁舎建設基金への積立金などの財源として活用してきたところである。

しかし、急速な景気悪化の影響を受け、その総額は、平成19年度をピークに減少傾向に転じることが確実になっている。特に、平成21年度の市税収入については、経済情勢の先行きが不安視される中、個人や法人の所得の減少が見込まれること、地価の下落に歯止めがかかっていない状況において、固定資産税の評価替えが実施されることなどから、今年度以上の厳しい状況が予想されている。

加えて、道路特定財源の一般財源化がどのような形で実施されるか未定であるとともに、三位一体改革による地方交付税の削減などが続くことから、平成21年度における本市の歳入は、想像以上に厳しい状況に陥ることを想定しておく必要がある。

	平成元年度	平成5年度	平成10年度	平成15年度	平成19年度
地方交付税	4,003,626	4,841,461	5,439,059	6,250,467	4,570,912
地方税	9,704,880	11,248,700	12,569,591	11,355,037	14,994,415

平成元年度～平成15年度は、旧武生市と旧今立町の合計額



なお、今年4月1日に施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき算定した平成19年度決算における越前市の財政健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回ったものの決して安心できる水準ではないため、今後は、これら財政指標を念頭においた予算調整を進める必要がある。

越前市の財政指標	比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	該当なし	12.54%	20.0%
連結実質赤字比率	該当なし	17.54%	30.0%
実質公債費比率	13.3%	25.0%	35.0%
将来負担比率	149.6%	350.0%	-

この基準を超えると財政健全計画を作成しなければならない。

この基準を超えると財政再建団体となり、国の管理下で起債発行の制限などを受ける。

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

全会計を対象とした実質赤字(資金の不足額)の標準財政規模に対する比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

県内各市の財政健全化判断比率

区 分	実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率
越 前 市	- (12.54)	- (17.54)	13.3	149.6
福 井 市	- (11.25)	- (16.25)	9.5	114.3
敦 賀 市	- (12.70)	- (17.70)	10.8	45.3
小 浜 市	- (13.72)	- (18.72)	13.3	151.1
大 野 市	- (13.40)	- (18.40)	10.3	56.6
勝 山 市	- (14.09)	- (19.09)	10.3	118.9
鯖 江 市	- (12.88)	- (17.88)	9.9	55.2
あ わ ら 市	- (13.74)	- (18.74)	15.8	167.0
坂 井 市	- (12.41)	- (17.41)	16.4	143.8

実質赤字比率及び連結実質赤字比率の「-」は「該当なし」を意味し、()内の数値は、早期健全化基準を表す。

実質公債費比率及び将来負担比率の早期健全化基準の比率は、全市とも 25.0%及び 350.0%

3 平成 21 年度予算編成の基本方針

(1) 越前市総合計画の実現

平成 21 年度当初予算については、11 月の任期満了により市長選挙が予定されているところであるが、厳しい経済環境が続く中、市政の停滞を招かないよう、本年度に引き続き、年間必要経費を見込んだ通年型予算を編成することとする。

編成に当たっては、総合計画に掲げる「元気な自立都市 越前」の実現に向け、元気な産業づくり、元気な人づくり、快適で住みよいまちづくり、安全で安心なまちづくり、市民が主役のまちづくりの 5 つの施策の柱を推進し、「自立」と「協働」を基本理念に、市民の安全安心の確保と福祉の向上の実現を目指すものとする。

(2) 重点施策への取組強化

総合計画に掲げる施策のうち、次の施策への取組を強化するものとする。

- 定住化の促進
- 企業立地の促進

地球温暖化対策の促進

(3) 新たな計画の推進

市民にとって身近な福祉や農業などに関し、平成20年度中に策定予定の新たな計画の目標実現に向けた施策を推進するものとする。

(4) 地域経済の活性化

現下の原油・原材料価格の高騰、金融不安や経済の減退など厳しい経済環境の下、地域経済の活性化を促すため、地場産品の積極的活用、公共事業等の地元発注の推進、経営安定化対策の充実に努めるものとする。

(5) 行財政構造改革の推進

今後の市税収入の見通しが非常に厳しい中、財政基盤を強化し、持続可能な財政構造を構築するため、本年4月に2次改定した「行財政構造改革プログラム」に定める成果目標を着実に達成するとともに、事務事業の事後評価を予算に反映させ、予算の重点的、効率的な配分を念頭に、自主財源の確保及び新規市債の発行抑制並びに歳出の削減により、将来の財政負担の抑制を図るものとする。

なお、「行財政構造改革プログラム」については、現在3次改定の作業を進めているところであるため、その状況にも留意するものとする。

4 予算要求基準

(1) 通年型予算の編成

当初予算において、年間必要経費を盛り込んだ通年型予算を編成する。平成19年度決算額をベースに無駄を排除し、特に経常的経費については、原則として今年度当初予算の範囲内でさらに削減を徹底する。

したがって、補正予算は、年度途中の制度変更に伴うものや災害復旧など緊急を要するものに限定する。

財政の健全化を推進するため、市の財政状況を的確に把握し、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に規定する4つの財政健全化判断比率を念頭においた予算の積算に努める。

国、県等における制度の見直しや予算計上状況の早期把握に努め、当初予算への反映に努める。

(2) 行財政改革の推進

市政運営、まちづくりの指針である総合計画の「実践プログラム」の着実な推進を図ることが重要であるが、平成21年度においては、市税収

入の落ち込み等による財源不足が想定されることから、実践プログラムに掲載されている事業であっても年次計画等を見直し、事業費の減額を行うことがある。

平成 19 年度事務事業の事後評価を予算に反映させ、真に市民に必要な施策に予算を適正配分するため、あらためて事業の必要性、有効性、効率性、達成度などの観点から見直しを行い、既存事業の廃止、縮小、整理統合を図るなど、歳出の削減に努める。

一般財源の増加が見込めない中、財政の硬直化を防ぎ、プライマリーバランスの適正化を維持するため、市債残額を減らす努力が必要不可欠であり、市債の新規発行額を抑制する。

(3) 重点施策要求への対応

「 3 平成 21 年度予算編成の基本方針、(2) 重点施策への取り組み強化」に掲げた施策の実現に資すると認められる新規事業の要求については、精査の上、重点的に予算を配分する。

(4) 政策的事業の取り扱い

総合計画に照らし、政策的に判断が必要な新規事業又は見直しを伴う事務事業については、予算要求内容を踏まえ、査定前に、その必要性等について政策推進課と財務課において協議をした上で担当課と調整を行い、内容の精査を行うものとする。

(5) 連結会計の視点

一般会計と区別して経理する特別会計及び独立採算性を経営の基本としている公営企業については、これまで以上に使用料、保険料等の市民負担の適正化を念頭に置き、財源確保に最大限の努力を払うものとする。また、将来に向けた収支の健全化を重視し、経営健全化計画を策定した会計にあっては、その着実な実施に留意する。

なお、財政健全化の指標となる実質公債費比率や将来負担比率の算定、あるいは公会計制度の改革においては、一般会計のほか全ての会計を含む連結決算型の考え方を取り入れたものであるので、特別会計や公営企業会計が市全体の財政健全化の支障とならないよう特に注意する。

(6) 業務の総点検と創意工夫

行財政構造改革プログラムに基づき職員数が減少する中、各所属において全ての業務の総点検、見直し(いわゆる『棚卸し』)作業を行う。

事業の内容が十分に練られていない状態での要求、査定段階での調整を前提とした要求については認めない。

公共施設の老朽化による維持修繕・改修に係る経費が年々増加傾向に

あり、財政を圧迫していることから、財源不足を念頭に、耐震化を含め優先順位を見極めた計画の立案・見直しを行う。

職員一人ひとりがコスト意識を徹底し、創意工夫によりさらなるコスト削減を図るほか、市と民間との役割分担をあらためて見直し、可能な限り民間活力の活用を図る。

(7) 情勢変化への対応

今後において、国・県の対応や経済の動向等により、大きく情勢が変化した場合には、予算編成過程において、調整のうえ対処するものとする。

予算要求基準の詳細については、別途通知する「予算要求要領」によること。